

伊予市公告第65号

一般競争入札に付して申込者のなかった普通財産（土地）の売却について、随意契約の相手方の募集を次のとおり行うので、伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号）第244条の規定を準用し公告する。

令和5年12月4日

伊予市長 武智邦典

1 随意契約の相手方を募集する事項

(1) 先着順による普通財産（土地）の売却

(2) 売却物件

物件番号	所在地（地番）	公簿面積（㎡）	土地地目 用途地域	売却価格(円)
1	伊予市中山町出渕 2番耕地207番	956.77	宅地 都市計画区域外	7,080,000

2 買受申込者に必要な資格等

(1) 入札参加資格を有する者

次の各号に掲げる要件すべてに該当しない者であること。

ウに該当しないことについては、伊予警察署へ照会する。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

ウ 伊予市公有財産等の売払いに係る暴力団排除措置に関する要綱（平成23年伊予市告示第21号）第2条の規定に該当する者

エ 市町村税の滞納がある者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

3 申込方法

先着順で申込みを受け付け、受付者を契約予定者とする。ただし、次の①～③の全てに該当する場合は、同着とみなし、くじで契約予定者を決定するものとする。

① 受付場所に同日内に複数の買受申込希望者が到着していること。

② 申込みの対象が同一物件であること。

③ 必要書類を全て揃え、遺漏なく必要事項の記入や必要箇所への押印があること。

なお、2番目以降に申込みをされた方やくじで次点以下となった者については、その順位に従って契約待機者となり、契約予定者との契約が不調になったときは、順次繰り上げて契約予定者とする。

※ 電話や不備のある書類での仮申込み、受付には応じられないので注意すること。

- ア 申込受付開始 令和5年12月4日
申請書等の書式は伊予市ホームページからダウンロードができるほか、
財政課監理担当で配布する。
- イ 申込受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 申込場所 伊予市総務部財政課監理担当
- エ 必要書類等 「先着申込順による普通財産（土地）売却の実施について（中山町出淵）」による。

4 契約保証金

契約に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、売買契約締結と同日に売買代金全額を一括して支払う場合においては、契約保証金の納付を必要としない。

5 契約資格審査および契約予定者の決定に関する事項

契約予定者の資格審査のため、伊予警察署等へ照会を行う。

契約資格の審査完了後、普通財産売り払い決定通知を送付する。

6 その他

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

伊予市総務部財政課監理担当

〒799-3193

伊予市米湊820番地

電話番号 (089) 909-6384

(2) その他

詳細は、「先着申込順による普通財産（土地）売却の実施について（中山町出淵）」による。